

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

由利本荘市長 湊 貴 信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所 ・ 由利本荘市産業振興部農山漁村振興課
・ 由利本荘市のホームページ
(<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001504/1002138/1002151/1008722/1003420.html>)
- 3 本公告により、由利本荘市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

	所 在	地番	林班	小班	面積	集積計画の存続期間	備 考
令 5 - 5	由利本荘市岩城二古字坂ノ下	45	49	28	1.67 (0.59)	令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	28-1		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	28-2		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	28-3		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	由利本荘市岩城二古字葭ヶ沢	17	46	39-1	1.83 (1.13)	令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	39-2		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	19-2	〃	47		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
令 5 - 6	由利本荘市葛法字下二ツ分	8-1	155	96	3.34 (1.84)	令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	8-2	〃	94		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	94-1		令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	
令 5 - 7	由利本荘市山田字久保田	104	70	102	0.15 (0.12)	令和5年12月27日から令和16年3月31日まで	